



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 と
本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所との
鈴鹿市災害ボランティアセンターの設置運営に係る
協力体制に関する協定書

令和2年10月22日

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所



社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と本田技研工業株式会社鈴鹿製作所との
鈴鹿市災害ボランティアセンターの設置運営に係る協力体制に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）が
本田技研工業株式会社鈴鹿製作所（以下「乙」という。）の所有する Honda アクティ
ブランド内に鈴鹿市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」とい
う。）を設置するにあたり、災害ボランティア活動を行う際の資機材の保管、災害ボ
ランティア用キャンプ地としての利用など乙が有する施設を活用することについて
の必要な事項を定め、もって迅速かつ適確なボランティア派遣を行い、地域復興に寄
与することを目的とする。

(災害時の協力内容)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 乙の所有する施設を活用したボランティアセンターの設置
 - (2) ボランティアセンター設置期間中におけるボランティア用のキャンプ場所の
提供
 - (3) ボランティアセンター設置期間中における乙の指定する入浴施設の利用
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項各号に掲げる協力内容の詳細については、甲乙協議の上、決定するものと
する。

(平常時の協力内容)

第3条 甲及び乙は、平常時においても次に掲げる事項について、体制整備しておく
ものとする。

- (1) 甲がボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める連絡会
(年一回以上開催)への参加
- (2) 甲が実施するボランティアセンターの訓練への協力
- (3) 乙の所有する施設内への、必要資機材の常時保管

(費用負担)

第4条 前2条に定める協力内容に関し、必要となる経費の負担については施設利用費
用は乙が無償貸与とし、水道光熱費等の費用については甲乙協議の上、決定するもの
とする。

(負傷等の補償)

第5条 第2条及び第3条に定める協力内容に関し、施設利用及び施設内において事故
や負傷が発生した場合の対応及び補償について、乙は一切の責任を負わないものとす
る。

(ボランティアセンターの設置及び運営)

第6条 ボランティアセンターを乙の所有する施設に設置するにあたり、甲が鈴鹿市災
害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める運営委員会で施設状況などを
確認し、設置の判断とする。

- 2 ボランティアセンターの設置期間は被災地からのボランティアニーズ又は乙にお
ける施設運営状況等を勘案し、運営委員会で、決定するものとする。
- 3 甲は、ボランティアセンターとしての利用に伴い施設等に損傷が生じた場合には甲
乙協議の上、必要に応じて、現状回復する義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲及び乙は、本協定書の遂行に伴い発生する個人情報の取扱いについては、甲乙それぞれの個人情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで1年間延長し、以後この例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該施設が改造や改修、老朽化などによりボランティアセンターの機能が維持できない状況となった場合には、乙の申し出により本協定を解除できるものとする。


(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月22日

甲 住所 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地1
名称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

会長 亀井秀樹 

乙 住所 三重県鈴鹿市平田町1907番地
名称 本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所

代表者 梶原勇治 